

## 障害者自立支援給付費負担金の過大交付について

### 1 概要

会計検査院の令和5年度決算検査報告で、国が市町村に交付する障害者自立支援給付費負担金について、本市の交付申請における実績報告書の記載誤り等により、平成26年度及び平成27年度分が過大に交付されていることの指摘を受けた。

現在、指摘事項の対応について厚生労働省と協議を行っている。

### 2 過大に交付を受けた負担金の額

平成26年度、平成27年度分として 16,530,075 円

(負担割合：国 1/2, 道 1/4, 市 1/4)

※国以外に、道負担金として 8,265,037 円が交付されている。

### 3 過大交付が生じた原因

国庫負担金の実績報告書の記載方法について、障害福祉サービス事業の指定取消を受けた事業者に対する返還請求が生じた場合には、返還の有無に関わらず、当該年度に交付される給付費の実支出額から返還請求額の全額を控除して記載すべきところ、請求額を控除せずに記載、報告していたため、結果的に過大交付が生じた。

### 4 実績報告書の記載方法

国庫負担金請求事務の取扱いについての認識不足により誤った実績報告を行っており、国からも市町村に対し、具体的な手続等を示されていなかったことによる。

### 5 再発防止について

現在は、国庫負担金の返還額が発生した場合の取扱いについて、国の事務連絡により示されているため、改めて課内で周知徹底を図り、国庫負担金事務の交付申請や実績報告の仕組みへの理解を深め適正かつ慎重に事務処理を行うとともに、実績報告書の提出については、複数の職員と管理職で確認を行うなどチェック体制を強化し、再発防止に努める。